

高知県耕地関係事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、別表第1に掲げる補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的等)

第2条 県は、耕地関係事業を推進するため、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)、土地改良区、土地改良事業団体連合会又は土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条の規定により知事の認可を受けた者(以下「補助事業者」という。)が行う耕地関係事業(以下「補助事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業の範囲、補助率等)

第3条 補助事業の種類、種類別の補助事業の範囲及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。
2 補助事業の採択基準については、別表第2に掲げる規定を準用する。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、別表第3に定める関係書類を添えて知事に提出しなければならない。
2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定める。
4 補助事業者は、別表第3の6の項に掲げる事業において、工程等の都合により補助金の交付の決定前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第2号様式による指令前着手届を第1項の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

第5条の2 市町村は、補助事業(公共工事に限る。)の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めな

なければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付の決定の変更の申請)

第7条 補助事業者は、別表第5に掲げる変更を行おうとする場合は、別記第3号様式による変更承認申請書に、別表第3に定める関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実施設計及び変更設計の審査)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施設計及び変更設計について、当該設計書に別記第4号様式による実施設計審査表を添えて知事に提出し、審査を受けなければならない。

(事業遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、知事が規則第10条第1項の規定による状況報告の必要があると認めるときは、別記第5号様式による状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第6号様式による実績報告書を当該補助事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、当該会計年度の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、別表第3に定める関係書類を添えなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書を速やかに知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第10条の2 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該補助金等の返還のた

めの予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第10条の3 補助事業者は、第10条第1項の規定により知事に実績報告書を提出した後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10条第1項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(年度終了実績報告)

第11条 規則第11条第1項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別記第8号様式によるものとし、当該会計年度の翌年度の4月15日までに別表第3に定める関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 補助事業者は、概算払を受けようとするときは別記第9号様式による概算払請求書に別記第10号様式による関係書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、概算払の実施基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 概算払は、補助事業の補助金決定額に当該事業の進捗率を乗じた額の範囲内(補助金交付決定額の90パーセントを限度とする。)において行うことができること。

(2) 補助事業の着手時における概算払は、当該補助事業に要する経費のうち補助金の交付の決定額に40パーセントを乗じた金額の範囲内とすること。この場合において、この後に追加して概算払を受けようとする場合は、補助事業者の負担額から既に概算払を受けた額を差し引いた額の範囲内で支払うものとする。

(3) 年度末の概算払について知事が必要があると認める場合は、第1号の規定にかかわらず、年度内の遂行予定額を概算払することができる。この場合は、別記第11号様式による遂行状況報告及び概算払請求書に別記第12号様式による関係書類を添えて知事に提出しなければならないこと。

(4) 支払を受けようとする日の属する月の前月の15日までに別記第13号様式による概算請求予定表を提出しなければならないこと。

(5) 概算払の額の算定方法については、知事が別に定めること。

(6) 請求金額には、1,000円未満を切り捨てること。

(7) 請求に当たっては、的確に出来高を把握し、所要額を請求しなければならないこと。

(繰越しの承認申請)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第 14 号様式による補助金繰越承認申請書に別記第 15 号様式及び別記第 16 号様式による関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

- 第 14 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合においては、別記第 17 号様式による遅延届出書を速やかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、歳出予算の繰り越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって届出書の提出に代えることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出の内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに当該補助事業の完了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。
- 4 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加えその他関係書類を整備保管しなければならない。
- 5 市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記第 18 号様式による補助金調書を作成しておかなければならない。
- 6 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。
- 7 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第 4 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- 8 市町村以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 9 市町村以外の補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第 19 号様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 10 市町村以外の補助事業者は、第 4 条第 1 項の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証する書類を知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

- 第 15 条 補助事業者は、知事に提出する書類は、全て所管の農業振興センター所長に提出しなければならない。ただし、補助事業者が高知県土地改良事業団体連合会であるときは、この限りでない。

(グリーン購入)

- 第 16 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グ

リーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 17 条 補助事業又は補助事業者に対して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 3 月 31 日から施行し、昭和 55 年度の補助金から適用する。（第 8 条関係）

附 則

この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。（第 5 条関係）

附 則

この要綱は、昭和 56 年 9 月 1 日から施行し、昭和 56 年度補助金から適用する。（第 3 条（1）の表中、カ 調査設計事業欄一部改正）

附 則

この要綱は、昭和 57 年 8 月 1 日から施行する。（5 条関係、別記第 16 号様式）

附 則

この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。（第 3 条、第 5 条関係。）

附 則

この要綱は、昭和 58 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 9 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行し、平成 6 年度に交付決定を行う事業から適用する。

ただし、別記様式については、平成6年6月1日から適用し、平成5年度において補助金の交付決定をした事業にも適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年3月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成9年度に予算措置され、平成10年度に繰り越された土地改良総合整備事業(土地総型)土地改良総合整備事業(集約農業地域再編型)、中山間総合整備事業(農地還元資源利活用事業)、農道整備事業については、従来^の要綱に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度に交付決定を行う事業から適用する。ただし、別記様式については、平成11年6月1日から適用し、平成10年度において補助金の交付決定をした事業にも適用する。

(経過措置)

2 平成10年度に予算措置され、平成11年度に繰り越された小規模農業基盤(基盤整備)については、従来^の要綱に定めるところによる。

また、平成10年度に予算措置され、平成11年度に繰り越された農村総合整備^等事業、集落環境整備事業及び農村緊急防災整備事業については、農村総合整備事業(市町村型、集落型、緊急防災型)に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年度に予算措置され、平成13年度に繰り越された棚田地域等緊急保全対策事業については、従来^の要綱に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成14年11月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年5月20日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年度に予算措置され、平成15年度に繰り越された農業集落排水事業については、従来^の要綱に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 26 年度に予算措置され、平成 27 年度に繰り越された農業体質強化基盤整備促進事業については、従来の高知県農業体質強化基盤整備促進事業費補助金交付要綱に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 6 日より施行し、同年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 12 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。

別表第1(第1条、第3条関係)

補助金の名称		補助事業の種類	補助事業の範囲及び補助率		
ア	総合農地防災事業費補助金	農村地域防災減災事業	調査計画事業	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和7年度までに採択する場合は定額	
			整備事業	工事費	補助事業費の10分の6以内
				実施計画策定等	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額
			体制整備事業	監視管理体制の強化	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は限る。
				緊急的な防災対策	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は限る。
				地域防災上のリスク除去	定額
				ハード整備の着手促進	補助事業費の10分の6以内
実施計画策定	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合にあっては定額				
イ	災害関連事業費補助金	災害関連事業	補助事業費の10分の5以内。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第152号)の適用を受ける場合は、国が定めた率		
ウ	地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域は補助事業費の10分の7以内	
		水利施設等保全高度化事業	機能保全計画策定事業	定額。ただし、令和7年度までに採択する場合は限る。	
エ	農村整備事業費補助金	農村整備事業	計画策定等事業	定額	

別表第2(第3条関係)

<p>農業用施設災害関連事業の実施について ため池災害関連特別対策事業実施要綱 農地災害関連区画整備事業実施要綱 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱 農村地域防災減災事業実施要綱 水利施設等保全高度化事業実施要綱 農村整備事業実施要綱</p>	<p>昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林事務次官依命通達 昭和61年4月4日付け61構改D第272号農林水産事務次官依命通達 平成元年5月29日付け元D第347号農林水産事務次官依命通達 平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通達 平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通達 平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通達 平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通達 令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知</p>
--	---

別表第3（第4条、第7条、第10条、第11条、第14条関係）

- 1 別表第1の「補助金の名称」欄に掲げるアからエまでの補助金に係る補助金交付申請書に添える書類は、「経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画」及び「収支予算書」とし、様式は次に示すとおりとする。
- 2 1に掲げる事業に係る変更承認申請書に添える書類は、1の申請書に添える書類及び様式と同様とする。
- 3 第10条第2項に係る添付書類のうち実績報告書に添える書類は、①経費の配分及び事業計画の概要、②補助事業しゅん工調査、③直営調査、④収支精算書、⑤財産管理台帳、⑥用地買収費及び補償費調査書、⑦残材料調査書及び⑧購入機械器具検収調査書とし、様式は、次に示すとおりとする。
- 4 第11条第1項に係る添付書類のうち年度終了実績報告書に添える書類は、事業遂行状況内訳書とし、様式は、次に示すとおりとする。
- 5 市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）以外の補助事業者は、第14条第6項の契約に係る指名停止に関する申立書の写しを実績報告書及び年度終了実績報告書に添えるものとする。
- 6 第4条第4項の指令前着手届の提出は、ウ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金に係るものについて行うものとする。

別表第1に掲げる補助金の名称	補助金交付申請、指令前着手届及び変更承認申請に添付する書類及び様式			実績報告書に添付する書類及び様式									年度終了実績報告書に添付する書類及び様式		
	経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画	収支予算書	指令前着手届	経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績	補助事業しゅん工検査調査書	直営調査書	収支精算書	財産管理台帳	用地買収費及び補償費調査書	残材料調査書	購入機械器具検収調査書	契約に係る指名停止に関する申立書	事業遂行状況内訳書		契約に係る指名停止等に関する申立書
ア 総合農地防災事業費補助金	別紙1ー2	別紙2		別紙4ー2	別紙5	別紙6	別紙7	別紙8	別紙9	別紙10	別紙11	別記第19号様式	別紙12	別紙13	別記第19号様式
イ 災害関連事業費補助金	別紙1	〃		別紙4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ウ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	〃	〃	別記第2号様式	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
エ 農村整備事業費補助金	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

（注）実績報告書及び年度終了実績報告書に添える書類のうち、別記第19号様式は、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）以外の補助事業者に限る。

別表第4(第5条、第6条、第14条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第5(第7条関係)

補助事業の種類	変更事項
災害関連事業 農村地域防災減災事業	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区(災害関連にあつては、箇所)相互間の補助金の額の流用 (5)工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が400万円以下の場合には400万円)を越える増減 (6)工種の新設、変更又は廃止
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区相互間の補助金の額の流用
水利施設等保全高度化事業	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区相互間の補助金の額の流用 (5)工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が500万円以下の場合には500万円)を超える増減 (6)工種の新設、変更又は廃止
農村整備事業	(1)事業の中止又は廃止 (2)補助金の額の変更 (3)調査地域ごとに事業費の30パーセント(30パーセントに相当する額が400万円以下の場合には400万円)を超える増減 (4)調査地域の変更 (5)調査項目の変更又は廃止

別記
第1号様式(第4条関係)

第 年 月 号
日

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

(生年月日: 年 月 日)

年度 事業費補助金交付申請書

年度において 事業費補助金(事業)を下記のとおり実施したので、高知県耕地関係事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

1 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画
別紙のとおり

2 事業の完了予定年月日 年 月 日

3 収支予算書 別紙のとおり

4 補助金の算出基礎

地区名	区分	補助率	補助事業費	補助金額
	工事費	%	円	円
	工事費			
合 計				

添付書類

- 補助事業者が土地改良区の場合は定款等の団体規程
 - 補助事業者が土地改良区の場合は資産及び負債に関する事項
 - 県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書(市町村を除く。)
 - 県税の滞納がない場合: 納税証明書(県税の滞納がないことを証明できる書類)
 - 県税の納税義務がない場合: 本人(代表者)からの申立書(参考様式1)
- ※ ただし、補助事業者が県税の納税義務者である場合は、県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)を添付することで省略できます。
※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
※2: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
(注)マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

4 税外未収金に関する誓約書兼同意書(参考様式2)(市町村を除く。)

- (注) 1 工事費の補助率が2種類あるときは、工事費を補助率ごとに分けてください。
2 地区が2以上あるときは、各地区ごとに工事費を記入し、最後に全地区の合計額を記入してください。
3 補助事業者が地方公共団体の場合は、生年月日の記入は不要です。

経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画

事業名	地区名 (事業主体)	施行年度	年度											備考		
			総量		前年度まで		本年度		本年度			翌年度以降				
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源				事業量	事業費
											都道府県費	市町村費	土地改良区 その他			
			円				円	円		円	円	円		円		
計																

(注) 1 記入要領については、土地改良事業関係補助金交付要綱の記載要領に準じてください。
 2 同一事業に2地区以上の地区がある場合は、合計額を記入してください。

経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画

事業名																
地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度				国庫補助金以外の財源			翌年度以降		備考
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費	
											都道府県費	市町村費	土地改良区その他			
				円				円	円		円	円	円		円	
	計															

(注) 1 記入要領については、土地改良事業関係補助金交付要綱の記載要領に準じてください。
 2 同一事業に2地区以上の地区がある場合は、合計額を記入してください。

収 支 予 算 書

収入の部

区 分	予 算 額 円	備 考
計		

支出の部

区 分	予 算 額 円	備 考
合 計		

予算議決(又は予算議決予定)

年 月 日

参考様式1

第 年 月 日
号

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

申立書

高知県耕地関係事業補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

高知県税の納税義務はありません。

誓約書兼同意書

私は、高知県耕地関係事業補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること(関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有)及び照会の結果について関係市町村に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名(自署)

(第4号様式：県税完納情報提供事務処理要領第5関係)

県税完納情報の提供に係る同意書

年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電話番号	
生年月日 (個人の場合)	

私は、下記のことと同意します。

記

- (1) 高知県耕地関係事業補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税および地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から農業基盤課に県税の完納情報の提供を行うこと。
- (2) (1) の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- (3) 県税の完納情報の提供に当たり、農業基盤課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- ・この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金指令前着手届

年度において実施する下記事業について、別記条件を了承の上、補助金の交付の決定前に着手したいので、高知県耕地関係事業補助金交付要綱第4条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費 円
- 3 着手予定年月日 年 月 日
- 4 しゅん工予定年月日 年 月 日
- 5 交付の決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金の交付の決定以前の補助事業については、補助対象とならない場合においても、異議がないこと。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 4 当該事業については、着手から補助金の交付の決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金交付の決定通知がありました 事業費

補助金(事業)について、下記のとおり事業計画の変更(補助金 円)をしたいので、高知県耕地関係事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画
別紙のとおり
- 2 事業の完了予定年月日 年 月 日
- 3 収支予算書 別紙のとおり
- 4 補助金の算出基礎

地区名	区分	補助率	補助事業費	補助金額
	工事費	%	円	円
	工事費			
合 計				

- (注) 1 工事費の補助率が2種類あるときは、工事費を補助率ごとに分けてください。
2 地区が2以上あるときは、各地区ごとに工事費を記入し、最後に全地区の合計額を記入してください。

第4号様式(第8条関係)

実施設計審査表						
年度	事業名	事業量	事業費			
地区名	工種					
高知県 農業振興センター		事業主体名				
職名	審査年月日	印	職名	審査年月日	印	
所長			課長			
技術次長			係長			
課長			係長			
チーフ			係			
係			検算			
農業振興センター指示事項			事業主体回答事項			
<p>工事施工については、上記指示内容を十分検討の上実施してください。</p>						

年度 事業遂行状況報告書

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった標記事業の遂行
状況について高知県耕地関係事業補助金交付要綱第9条の規定により、報告します。

記

- 1 事業遂行状況 (別紙3のとおり)
- 2 事業着手 年 月 日
- 3 事業完了予定 年 月 日

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額 円	収入済額 円	収入未済額 円	備考
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

(2) 支出の部

区分	予算額 円	支出済額 円	支出未済額 円	備考
工事費				
計				

2 事業別状況

地区名	費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A) %	備考
		事業費(A) 円	補助金 円	事業費(B) 円	補助金 円		
	工事費						事業着手年月日 事業完了予定年月日
	計						

(注)1 「備考」欄は、事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記入してください。

2 「事業費(B)」欄は、工事の出来高を金額に換算した額を記入してください。

3 「進捗率」欄は、(B)/(A)で算出された数字の少数第2位を切捨てし、少数第1位で表記してください。

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費(事業)実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定通知がありました

事業費補助金(事業)について、下記のとおり実施したので、高知県耕地関係事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 補助事業の成果 別紙のとおり
- 2 事業の完了年月日 年 月 日
- 3 収支精算書 別紙のとおり
- 4 補助金の算出基礎

地区名	区分	補助率	補助事業費	補助金額
	工事費	%	円	円
	工事費			
合 計				

- (注) 1 工事費の補助率が2種類あるときは、工事費を補助率ごとに分けてください。
2 地区が2以上あるときは、各地区ごとに工事費、事業主体事務費及び計を記入し、最後に全地区の合計額を記入してください。
3 補助事業者が地方公共団体以外の場合は、補助金の振込先金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名(カナ)を記載してください。

経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績

事業名	地区名 (事業主体)	施行年度	年度											備考				
			総量		前年度まで		本年度		国庫補助率	国庫補助金以外の財源			翌年度以降					
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		国庫補助金	都道府県費	市町村費	土地改良区 その他		事業量	事業費		
				円					円	円		円	円	円			円	
計																		

(注) 1 記入要領については、土地改良事業関係補助金交付要綱の記載要領に準じてください。
 2 同一事業に2地区以上の地区がある場合は、合計額を記入してください。

経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績

事業名																
地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本		年				翌年度以降		備考	
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
											都道府県費	市町村費	土地改良区 その他			
				円				円	円		円	円	円		円	
	計															

(注) 1 記入要領については、土地改良事業関係補助金交付要綱の記載要領に準じてください。
 2 同一事業に2地区以上の地区がある場合は、合計額を記入してください。

補助事業しゅん工検査調書

地区名	区分	施行箇所	構造又は工法	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	着工年月日 しゅん工年月日	しゅん工検査		契約方法	備考
									検査年月日	検査責任者職氏名		

(注) 1 測量設計等の委託業務についても、請負工事に準じて記入してください。
 2 請負人は、法人名(又は商号)及び代表者名を記入してください。
 3 検査日がしゅん工した日から起算して15日を経過した日以降の場合は、備考欄に完了届受理日を記入してください。

直 営 調 書

区 分	材 料 費	労 務 費	需 用 費	そ の 他	計	地区 備 考

収 支 精 算 書

収入の部

区 分	実 績 円	予 算 額 円	差引き増減額 円	備 考
計				

支出の部

区 分	実 績 円	予 算 額 円	差引き増減額 円	備 考
合 計				

用地買収費及び補償費調書

区 分	地目及び補償物件(又は権利)	数 量	取得金額 円	備 考

(注) 用地買収費、補償費ごとに金額の合計を記入してください。

別紙10

残 材 料 調 書

地 区 名	名 称	形状寸法	数 量	単 価 円	取得金額 円	検収又は取得年月日	備 考

購入機械器具検収調書

地区名	名称	数量	単価 円	金額 円	備考

第 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名

住所

氏名

年度 事業費補助金消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の変更)交付の決定通知がありました
事業費補助金(事業)について、高知県耕地関係事業補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記
のとおり報告します。

記

1	補助金の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金		円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 地区別の内訳資料その他参考となる資料を添えてください。

第8号様式(第11条関係)

第 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費(事業)年度終了実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定通知がありました

事業費補助金(事業)年度終了実績を高知県耕地関係事業補助金交付要綱第11条の規定により、報告します。

記

補助事業の成果 別紙のとおり

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定通知がありました

事業費補助金(事業)について概算交付されるよう高知県耕地関係事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額 円 (内訳は、別紙のとおり)

(注) 補助事業者が地方公共団体以外の場合は、補助金の振込先金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名(カナ)を記載してください。

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金遂行状況報告及び概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定通知がありました 事業費補助金(事業)について、高知県耕地関係事業補助金交付要綱第12条第3号の規定により、年度内事業遂行状況を別紙のとおり報告するとともに、年度内予定事業遂行のため必要がありますので、補助金未受領額のうち、 円を概算払によって交付されるよう請求します。

上記で報告のありました遂行状況について検査を行い、その内容が適切であることを確認しましたので、報告します。

年 月 日

高知県知事 様

農業振興センター所長 [印]

(注) 補助事業者が地方公共団体以外の場合は、補助金の振込先金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名(カナ)を記載してください。

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定通知がありました
事業費補助金(事業)は、 年度内にこれを完成させることが困難になりましたので、高知県
耕地関係事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により下記のとおり当該事業費の一部を翌年度に繰り越して
事業を実施したく申請します。

記

1 繰越内容

2 繰越理由

3 事業完了予定年月日 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 ○○事業費補助金 遅延届出書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました○○事業費補助金について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、高知県耕地関係事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)理由
- 2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年 月 日までに完了したもの		年 月 日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 括弧内は、該当するものを記載してください。

2 交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「年 月 日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ、記載してください。

第18号様式(第14条関係)

年度

農林水産省所管

〇〇事業費補助金調書

補助金			市町村名										備考
			歳入			歳出							
補助対象事業名	補助金の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金額	支出済額	うち補助金額	翌年度繰越額	うち補助金額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇事業													
〇〇費			(款)			(款)							
〇〇費			(項)			(項)							
			(目)			(目)							
			(節)										
合計													

記載要領

- 「補助対象事業名」欄には補助対象事業の名称のほか当該補助対象事業に要する経費の配分を記載してください。
この場合において経費の配分の記載は交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は「その他」として一括記載してください。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載してください。
ただし「補助対象事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載してください。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載してください。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載してください。
- 補助対象事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該補助対象事業に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成してください。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ補助金額を内書()してください。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[補助事業者] 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

当社は、[補助事業者]発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載してください。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター(平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。)をいいます。ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局を、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局を含みます。
- 3 「指名停止の措置等」には、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関又は地方公共団体から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含みます。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではありません。